

子どもが生き生きと成長することが できる社会を目指して ～鳥取県青少年健全育成条例～

鳥取県では、今後の世の中を引っばっていく子どもが、心も体も元気に育っていくことができる社会を作っていくことを目指しています。

そのための一つの取組として、鳥取県青少年健全育成条例という決まりを作っています。

条例（※1）では、私達が守るべきことなどを定めており、鳥取県に住む全ての方が、条例を守って生活することで、子どもが未来に希望を持ち、安心して成長することができるようにしています。

条例（※1）：住民が守るべき決まりなどを定めたもの。住民の代表者（議員）が集まり、住民の暮らしを良くするために必要なことなどについて、話し合いなどを行う場である議会で作られます。



イメージキャラクター「からばと」

（役割）

鳥取県青少年健全育成条例とインターネットによるトラブルなどから子どもを守る合言葉「とりのからあげ」（7ページへ）を子どもに分かりやすく伝えること。

パンフレットの使い方

- 1 このパンフレットでは、鳥取県青少年健全育成条例の内、みなさんの生活に関わりの深い内容の一部をしょうかいしています。
 - 2 パンフレットで分かったことをもとに、自分の生活の中でできることを考えたり、友達や保護者の方と話し合ったりしてみてください。
- ※内容をさらにくわしく調べたい場合は、鳥取県のホームページ「とりネット」の「子ども向け鳥取県青少年健全育成条例解説ページ」をご覧ください。

【発行元】

鳥取県子育て・人財局子育て王国課 青少年担当

〒680-8570 鳥取市東町一丁目 220

TEL 0857-26-7076 FAX 0857-26-7863

URL <https://www.pref.tottori.lg.jp/296736.htm>



とりネット（子ども向け鳥取県青少年健全育成条例解説ページ）

1 鳥取県青少年健全育成条例とは

- 鳥取県青少年健全育成条例には「大人が子どもを危険から守るための役割」や「子どもが健やかに成長していくために努力すること」などを定めています。
- 私達が生活する中には、子どもがあつかうのはふさわしくないもの、危険なものなどがたくさんあります。条例では、これらが子どもの目にふれたりしないよう、様々なルールを決めています。
- みなさんも日常生活の中には危険がかくれていることを認識し、条例で決めているルールを守っていきましょう。

※なお、条例が対象としているのは18歳未満の子どもです。（条例では「青少年」と表現）

（子どもの周りに存在する危険）



■ 鳥取県青少年健全育成条例の目的と私達の役割

条例の目的、私達の役割は、条例の中で次のとおり決められています。

条例の目的

- 子どものために、鳥取県に住む全ての人々が果たすべき責任や義務を明確に示して、子どもが健やかに成長していけるようにすること。

子どもの役割

- 「子どもには今後の社会や世の中を引っ張っていく役割」があることを意識すること。
- 様々な経験や学びを重ねて成長していくことができるよう努力すること。

大人の役割

- 子どもが健やかに成長していくことに関心を持つとともに、子どもに好ましい社会かんきょうを作っていくことに努力すること。
- 保護者、学校の先生、地域の人達は、お互いに協力して、子どもが健やかに成長していくことができるよう取り組んでいくこと。

2 鳥取県青少年健全育成条例で決めていること

■ 大人向けの商品は買わないようにしましょう！

お店では、内容が暴力的な本やゲームソフトなど、大人向けの商品のはん売や貸し出しをしないようにしています。

また、人に危害を加えるおそれのあるナイフなども、はん売しないようにしています。



【注意点】

インターネットでも買わない！

大人向けの商品は、お店に行って買うだけではなく、インターネット上のお店や通信はん売でも買ってはいけません。



ゲームソフトは対象年れいを確認！

ゲームソフトのパッケージには対象年れいを示すA、B、C、D、Zの5種類のマークが付いています。年れい制限がないのは「A」だけですので、年れいにあわないゲームソフトでは、遊ばないようにしましょう。



■ 夜が遅い時間帯の外出は注意しましょう！

- 夜が遅い時間帯に外出することは、生活習慣の乱れにつながったり、事件・事故に巻き込まれる危険も高まります。
- 習いごとなどで帰りが遅くなる場合は、次のことに注意しましょう。

【注意点】

- ・できるだけ一人にならず保護者や友達といっしょに行動する。
- ・人通りが多い道や家や店がある道を通る。
- ・声をかけられ、変だと思ったらきっぱりと断り、にげる。
- ・危険を感じたら、大声を出したり、防犯ブザーを使う。



【危険から身を守る合言葉】（いかのおすし）

- ・ 知らない人について「**い**か」ない、車に「**の**」らない
- ・ 危険を感じたら「**お**」お声をだす、「**す**」ぐ逃げる
- ・ 大人の人に「**し**」らせる

※「いかのおすし」は警視庁と東京都が考案した防犯標語です。

【条例で決めていること】

- ・条例では保護者の役割として、特に深夜の時間帯（午後11時以降）に子どもを外出させないようにすることを定めています。
- ・なお、深夜の時間帯に子どもは、保護者といっしょでもカラオケボックスやインターネットカフェなどに入店はできませんので注意しましょう。



■ インターネットの利用は注意しましょう！

- インターネットは、パソコン、スマートフォン、タブレットなどを使って簡単に利用できます。
- インターネットは学習に利用できたり便利ですが、使い過ぎで生活のリズムがくずれたり、誤った使い方により、自分自身や周りの人の心を傷つけたり、トラブルに巻きこまれたりする危険があります。

SNS（※2）やインターネット上の危険をさける！

SNSで知り合った人と仲が良くなり色々な話をしていくうちに、はだかや下着姿の画像や動画を送るようなのまれ、断れずに送ってしまう子どものひがいが増えています。

どんなにたのまれても、相手が親しい人でも、他人に見られてははずかしい、画像や動画は絶対に送ってはいけません。



絶対にダメ！

SNS（※2）：LINE、Twitter、Instagram、Tik-Tok など。インターネット上で登録された利用者同士が交流できる場所。年れいによる利用制限がありますので注意してください。

【注意点】

自分のことが分かる画像や動画は送らない！	動画や画像を送るようなのんではいけない！
SNSの中で相手が子どもや同性だと思って安心しても、相手がうそをついている場合もあります。一度情報が流れてしまうと、取り消すことは難しく、取り返しのつかないこととなります。	友達にはだかなどの画像や動画を相手に送ってもらうよう求めることは犯罪です。 遊び半分であっても、相手とどんなに仲が良くても絶対に行ってはいけません。

だれかに画像や動画を送るようなのまれたり、送ってしまったときは、すぐに保護者や相談窓口（8ページへ）などへ相談してください。

保護者とのルールづくりが大切！

パソコン、スマートフォン、タブレット・・・こんな使い方をしていませんか

保護者の目の届かないところでの利用

自分や他の人の個人情報をのせる

保護者にはないしよで課金、ダウンロード

「歩きスマホ」や「ながら操作」

誤った使い方により、トラブルに巻き込まれたり、使い過ぎて生活のリズムがくずれたりしないためにも、利用方法や利用時間について保護者とルール作りをし、そのルールをしっかりと守っていくことが大切です。

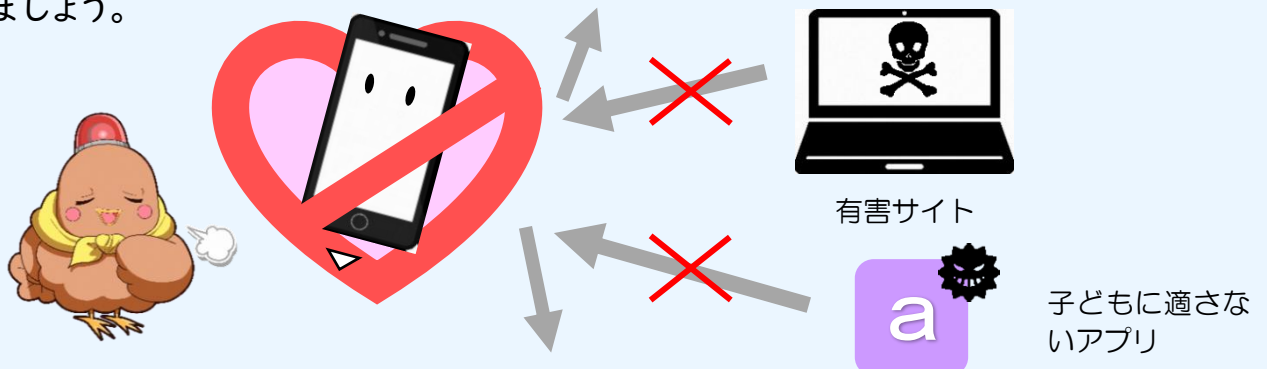
【保護者と話し合うこと（例）】

- ・利用する時間や場所を決める
 - ・友達などの悪口や傷つけることを書きこんだりしない。
 - ・インターネット上で知り合った人とは会わない。会う必要がある場合は保護者と相談する。
 - ・自分や家族、友達のことが分かる内容（名前や住所、連絡先、写真など）をのせない、送らない。
 - ・分からないことがあったら保護者と相談する。
- ※特に他の人に見られては恥ずかしい写真などはたのまれても、絶対に送らない、送ってもらうようたのまない。

フィルタリング（※3）の利用が大切！

パソコン、スマートフォン、タブレットを使う時は、フィルタリング対策が重要ですので、保護者に設定してもらうなどして、きちんと利用しましょう。

※フィルタリングは、あなたを守るための機能ですので、設定を外さないようにしましょう。



フィルタリング（※3）：子どもの年れいに合わないインターネット上の画面を見ることができなくする機能。

SNSトラブルから子どもを守る合言葉 **とりのからあげ**

ともだちが傷つくことをしない



りょう時間を決めよう



のせない個人情報



かきん（課金）しない



らいは相手のことを考えて送信



あわないSNSで知り合った人



げームソフトの年れい制限を守る



鳥取県内の児童・生徒が制作した「とりのからあげ」PR動画を公開しています。



とりネット からあげ



保護者のみなさまへ

近年、SNSでのひぼう中傷事例やバイト先で悪ふざけをした様子をとった動画を投こうする事例が報告されています。そのため、子どもがインターネット上のトラブルに巻きこまれたり、犯罪のひがい者やかがい者になったりしないよう適切な指導が必要になっています。


また、スマートフォンやタブレットなどのインターネット接続機器の過じょう使用による生活リズムの乱れも課題になっています。鳥取県青少年健全育成条例では、お子様のインターネット使用時や機器を持たせる際には、子どもの年れいや能力に合わせたペアレンタルコントロールを行うこと、フィルタリングサービスを利用することを保護者に義務付けています。

このパンフレットは、トラブルが起こる前にお子様といっしょに考えてもらう内容になっています。日ごろからご家庭でインターネット接続機器の使い方について話し合ってください。

3 困ったときの相談先

あなた自身や友達がトラブルに巻き込まれたり、心がつらくなったりしたときは、できるだけ早く、まわりの信らいてくれる大人（保護者、先生、スクールカウンセラーなど）や相談窓口へ相談をしてください。

<主な相談窓口>

24時間子どもSOS	0120-0-78310（なやみいおう）／24時間受付	いじめ問題やその他の子どものなやみなど
いじめ110番	0857-28-8718 / 24時間受付 メール ijime@kyoiku-c.torikyo.ed.jp	いじめ、ヤングケアラーについての相談
こどもいじめ人権相談	0857-29-2115 / 24時間受付 メール ijime-soudan@pref.tottori.lg.jp / 24時間受付	いじめについての相談
教育相談	いじめ・不登校総合対策センター 0857-31-3956 / 平日8:30～17:15	学校生活、親子関係などのなやみについての相談
性暴力被害相談センター クローバーとつとり	0120-946-328 / 24時間受付 ※平日夜間、土・日、年末年始は「性暴力被害者のための夜間休日対応コールセンター」が対応	性的ないやがらせ、いじめや性的な動画・画像をとられた、送ったなどの相談 
性犯罪被害相談電話	#8103（ハートさん）／24時間受付	性的ないやがらせ・いじめ、性的な画像をとられた・送ったなどの相談
警察の少年相談窓口	24時間受付（夜間及び土日祝日は受信のみ） ヤングメール youngmail@pref.tottori.lg.jp 平日8:30～17:15 東部少年サポートセンター 0857-22-1574 中部分室 0858-22-1574 西部少年サポートセンター 0859-31-1574	子どものなやみごとなどについて専門員がアドバイス
お住まいの地域の警察署	鳥取県警察の警察署一覧 https://www.pref.tottori.lg.jp/63088.htm	犯罪に巻き込まれたなどの相談 